（三十七）　共同利用漁船等復旧支援対策費補助金
（三十八）　漁港施設災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（三十九）　漁港施設災害復旧事業費補助
（四十）　漁場等復旧支援対策費補助金
（四十一）　国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金
（四十二）　食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金
（四十三）　水産基盤整備事業費補助
（四十四）　水産業共同利用施設復旧整備補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
（四十五）　水産業共同利用施設復旧整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
（四十六）　水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金
（四十七）　水産資源環境整備事業費補助
（四十八）　水産物供給基盤整備事業費補助
（四十九）　治山施設災害復旧事業費補助
（五十）　農業・食品産業強化対策推進交付金
（五十一）　農業・食品産業強化対策整備交付金
（五十二）　農業用施設災害復旧事業費補助
（五十三）　農業用施設等災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（五十四）　農山漁村地域整備交付金
（五十五）　農山漁村六次産業化対策整備費補助金
（五十六）　農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助
（五十七）　農地災害復旧事業費補助
（五十八）　農地・水保全管理支払交付金
（五十九）　林道施設災害復旧事業費補助
（六十）　中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金
（六十一）　天然ガス安定供給対策事業費補助金
（六十二）　電力安定供給対策事業費補助金
（六十三）　河川等災害復旧事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（六十四）　観光関連復興支援事業費補助金
（六十五）　港湾施設災害関連事業費補助
（六十六）　社会資本整備総合交付金
（六十七）　住宅施設災害復旧事業費補助
（六十八）　地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（六十九）　都市災害復旧事業費補助
（七十）　循環型社会形成推進交付金
（七十一）　放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理事業費に限る。）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

国家公安委員会・警察庁防災業務計画の修正について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、国家公安委員会・警察庁防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成 26 年 4 月 15 日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司
警察庁長官　米田　　壯

第１編　総則

第１章　本計画の目的及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項及び第37条第１項（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第32条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、防災基本計画（昭和38年中央防災会議決定。平成26年修正）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第６条第１項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第５条第１項並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第６条第１項の規定に基づき、国家公安委員会及び警察庁が、その所掌事務につき、防災に関しとるべき措置及び地域防災計画（石油コンビナート等災害防止法第32条第１項に規定する特別防災区域については、同法第31条第１項に規定する石油コンビナート等防災計画。以下同じ。）の作成の基準となるべき事項を定め、もって災害警備に関する業務の推進を図ることを目的とする。

本計画の構成は、第２編を「地震災害対策」、第３編を「津波災害対策」、第４編を「東海地震に係る措置」、第５編を「その他の自然災害対策」とし、同編において風水害対策、火山災害対策及び雪害対策についてそれぞれ定め、第６編を「事故災害対策」とし、同編において海上災害対策、航空災害対策、鉄道災害対策、道路災害対策、原子力災害対策、危険物等災害対策及び火事災害対策についてそれぞれ定める。

地震に伴う被害としては、主として揺れによるものと津波によるものとがあるところ、第２編には主として揺れによるものを、第３編には津波によるものを記述する。また、第２編には本計画全体を通じた共通対策を記述するものとし、原則として第３編、第４編、第５編及び第６編においては、第２編に定めるもののほか、特記すべき事項を定める。

第２章　実施方針

この計画は、平成７年１月の阪神淡路大震災、平成23年３月の東日本大震災及び近年の大規模災害における警察の活動を踏まえたものであり、その実施に当たっては、通常発生する地震、風水害、火山災害、事故災害はもとより、今後発生が予想される「首都直下地震」、「南海トラフ地震」等の甚大な被害が予想される大規模災害にも的確に対処できるよう、警察各部門が相互に連絡を密にして一体的な活動を行うよう努めるとともに、他の機関の行う防災業務との調整を図り、総合的な防災業務の推進に寄与するように努めるものとする。